○搬入機器等に関する申し合わせ事項○

　　　　　　　　　　　　平成　６年７月２８日徳島大学地域共同研究センター運営委員会申し合わせ

　　　　　　　　　　　　平成１７年６月２８日改正・徳島大学新技術研究調整委員会申し合わせ

　　　　　　　　　　　　平成２２年７月１６日改正・徳島大学産学官連携推進部申し合わせ

平成２７年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

平成２８年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

令和３年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

１　搬入できる機器

　搬入できる機器は，徳島大学地域共同インキュベーション研究室または徳島大学ベンチャービジネス育成研究室に利用申請を行い，許可を受けて行う共同研究等に必要な機器で，それぞれ該当する研究室で行う他の業務に支障を与えない機器とする。

２　搬入の申請及び許可

　機器搬入希望者は，機器搬入申請書（様式１）を，研究支援・産官学連携センター長（以下「センター長」という。）に提出し，許可を得なければならない。

３　搬入許可の取消

（１）　センター長は，搬入した機器がその研究室で行う他の業務に支障を与えると判断したときは，搬入許可を取り消すことができる。

（２）　搬入許可が取り消されたときには，３日以内に機器を搬出しなければならない。これに応じないときは，センター長の判断で強制的に搬出できるものとする。その経費は搬入許可を受けた者が全額を負担する。

４　搬入機器の維持・管理

　搬入した機器の維持・管理は，搬入の許可を受けた者が行うものとし，それぞれ該当する研究室内における搬入機器の損傷等については，研究支援・産官学連携センターは責任を負わないものとする。

５　搬入機器の使用に伴う経費

（１）　搬入機器の使用に伴う経費（電気料，水道料等）は，特に大容量を必要とする機器については，搬入の許可を受けた者が負担するものとする。ただし，研究支援・産官学連携センター長が特に認めたときは，この限りではない。

（２）　前項の経費は，研究支援・産官学連携センター長が定め，その支払いは校費振替の方法によるものとする。

　　附　則

この申し合わせは，平成６年７月２８日から実施する。

　　附　則

この申し合わせは，平成１７年６月２８日から実施する。

　　附　則

この申し合わせは，平成２２年７月１６日から実施する。

附　則

この申し合わせは，平成２７年４月１日から実施する。

附　則

この申し合わせは，平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この申し合わせは，令和３年４月１日から実施する。（様式１）

機器等搬入申請書

研究支援・産官学連携センター長　殿

　研究の遂行のため下記の機器を，使用許可を受けた実験室に搬入したく，機器の搬入許可を申請します。

研究代表者　所　属

氏　名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実　験　室　名 |  | | |
| 搬　入　日　時 | 令和○○年○月○日 | | |
| 搬 入 機 器 名 |  | 物品番号 |  |
| 規　　　　　格 | 幅　　　　cm　×　高さ　　　　cm　×　奥行　　　　cm  重量　　　　kg | | |
| 使　用　電　力 | 相（　　　）　電圧（　　　　V）　容量（　　　KW） | | |
| 搬　出　日　時 | 研究室退去日 | | |
| 備　　　　　考 |  | | |

この申請書は機器等毎に提出してください。